

合併公告

平成 22 年 7 月 22 日

株主および債権者 各位

東京都千代田区内幸町一丁目 3 番 1 号
東洋製罐株式会社
代表取締役社長 金子 俊治

当社は、平成 22 年 3 月 30 日開催の取締役会において、平成 22 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、東洋電解株式会社（本店所在地 埼玉県久喜市菖蒲町昭和沼 25 番地）を吸収合併消滅会社とする吸収合併をおこなうことを決議いたしました。これにより、当社は東洋電解株式会社の権利義務全部を承継して存続し、東洋電解株式会社は解散することになりましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、当社は東洋電解株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社：金融商品取引法による有価証券報告書を提出済

東洋電解株式会社：平成 22 年 6 月 21 日付官報 85 頁（号外第 129 号）に掲載

以上

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成 22 年 8 月 27 日 午前 0 時 5 分から午前 1 時 10 分まで

2. 公告中断事由

公告掲載時間において、サーバーメンテナンスのため公告の中断が生じました。

以上